

<p>発言の会議</p>	<p>平成20年 6月 9日 本会議</p>
<p>発言の種類</p>	<p>質 疑、個人質問、緊急質問、討 論、その他</p>
<p>答弁を求める者</p>	<p>市長</p>
<p>件 名 及 び 発 言 の 要 旨</p>	<p>1. 自殺予防総合対策を推進する為に</p> <p>(1) 総合病院の精神科を政策的に維持していく必要性について</p> <p>自殺未遂への対応やガンの緩和ケアや身体疾患に伴う精神症状への対応など、総合病院における精神科の必要性はますます増加しているが、市内の総合病院のわずか半数にしか精神科は開設されていない。また、三浦半島全域で見ても、精神科医の数そのものがあまりに少ない現状(約47万人の人口に対して精神科医は約20人程度)では、公立病院が精神科を持つ必然性は高い。</p> <p>ア. 総合病院である市立うわまち病院は、利用者から好評であったにも関わらず精神科を閉鎖してしまった。しかし、総合病院における精神科の重要性を考慮すれば、精神科の早期の再開設が必要だが、今後の見通しはいかがか。</p> <p>(2) 『自殺予防週間』における積極的な普及啓発活動の必要性について</p> <p>自殺総合対策大綱により昨年度から『自殺予防週間』(9月10日から16日まで)が設定され、国民の理解を促進することを目的として、この期間中は特に集中的に、自殺への誤解や偏見を無くして正しい知識を普及啓発する様々な活動が全国で行なわれた。</p> <p>ア. 本市は、今年度の自殺予防週間に具体的にどのような普及啓発活動を行なうのか。</p> <p>本市はすでに様々な自殺予防対策の取り組み(例えば、自死遺族のささえあいの会)があるが、今後の課題はそうした有効な取り組みの存在を確実に市民に知って頂くことである。したがって、ボランティア団体などの協力も得ながら、市内各地の街頭で普及啓発活動を行なうなど、これまで以上に積極的な周知の為の取り組みを行なうべきではないか。</p> <p>(3) 本市の自殺予防対策を日常的に広報する必要性について</p> <p>ア. 本市の自殺予防対策の成果物として、すでに相談関係機関の連携用冊子『よこすか心のホットライン』や『各機関における重点施策の取組状況及び今後の課題について』などが存在するが、それらを日常的に誰もが見られる手段(例えば、本市の自殺対策のホームページや携帯サイトなど)が無い為に、取り組みが市民に知られていない。少なくともホームページは早急にたちあげるべきではないか。</p>

件名及び
発言の要旨

(4) 死亡届受理の際に各種相談先一覧をお渡しする必要性について

自死遺族の方々のご自身が自殺へ追い込まれかねない存在であり支援の必要性が高いことから、自殺の現場にかけつけた救急隊や警察がその場で遺族ケアの為の相談先一覧の入ったクリアファイルやリーフレットを渡せないかといったことが国レベルでも検討されてきた（ハイリスクアプローチ）が、残念ながらクリアすべき問題が多く、未だ実現できているまちは少ない。

ア. 市民の方が亡くなると、ご遺族は葬儀屋を通じて『死亡届』を市役所に提出するが、窓口サービス課はこれを受理した後に『死体火葬許可証』を発行すると共に『死亡にともなう各種手続きのご案内』をご遺族にお渡ししている。

ご遺族が必ず目を通すことになるこの『ご案内』にさらに項目を加えて、全てのご遺族向けに各種相談窓口（横須賀こころの電話や、多重債多重債務相談窓口や自死遺族のささえあいの会や横須賀こころの電話など）を一覧として記したものをお渡しすべきではないか。

自死遺族に限らず全てのご遺族に情報を提供する方法（ポピュレーションアプローチ）は間接的ではあるが、自死遺族支援の取り組みが存在していることを知って頂くことこそ急務な現状では有効な手段となりうるのではないか。

(5) 警察と行政との連携を確立すべき必要性について

未遂・既遂にかかわらず自殺の現場に最も近い存在である警察と連携体制を確立することが不可欠だが、残念ながら現在『横須賀市自殺対策連絡協議会』において神奈川県警は正式メンバーではなく、オブザーバー参加にとどまっている。

ア. 『横須賀市自殺対策連絡協議会』をたちあげた当初に、神奈川県警がオブザーバーとしての参加をあえて望んだ理由は現在すでに解消されている。そこで、改めて神奈川県警に対して正式メンバーとして参加して頂けるように要請すべきではないか。

イ. 残念ながら本市でも硫化水素による自殺が数件発生しているが、神奈川県警から本市に対して連絡（報告）があったと聞いている。これは、神奈川県警として公式に本市に対して情報提供をして頂けたものなのか。あるいは担当者レベルの非公式なやりとりであったのか。

ウ. 硫化水素による自殺についてのみではなく、今後も自殺が起こった際には遺族ケアの必要性から、本市に連絡（報告）を頂けるように神奈川県警に要請すべきではないか。

(6) 硫化水素による群発自殺を受けた本市の対応について

ア. 硫化水素による群発自殺が発生した今回のような状況には、自殺対策連絡協議会を招集して、本市として行なうべき対策を話しあう必要があったのではないか。

件名及び
発言の要旨

イ. 神奈川県知事や藤沢市では県民・市民に向けたメッセージを出し、相談機関の存在を改めてアピールを行なった。市長も今回の群発自殺に対して、的確なメッセージを早期に市民に向けて発すべきではなかったか。

2. 福祉サービス（高齢者介護・障がい福祉・こども家庭福祉）にかかわる人材の確保について

社会福祉従事者の方々から、低賃金をはじめとする劣悪な労働環境から離職率が高くなっており、定着率も低くなり、人材難の為に日常的な運営にも支障が起きかねないとの相談を受けることが非常に多く、地方自治体としても積極的に取り組むべき問題だと受け止めている。

こうした傾向は本市に限らず全国的なものであり、すでに昨年8月28日付で厚生労働省は「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（以下、福祉人材確保指針）を発表した。また、社会福祉法第91条においても、地方自治体には福祉人材確保の為に取り組みが求められている。

（1）福祉サービスにかかわる人材の就業の現状把握について

ア. 本市の福祉サービスにかかわる人材の、就業の現状を統計データとして本市は把握しているか。把握しているならば、以下のデータを示してほしい。

- a. 社会福祉従事者の総数、各分野ごとの人数、男女比
- b. 正規雇用職員の数、非正規雇用職員の数
- c. 入職率と離職率
- d. 全職種の平均賃金、正規・非正規それぞれの平均賃金

また、現在はデータを把握していないならば、今後ぜひ調査すべきではないか。

（2）福祉サービスにかかわる人材の現状に対する認識について

ア. 福祉人材確保指針の中では、他の産業分野を含む全労働者の給与平均と比較して福祉人材の給与水準は低い水準と指摘されている。

市長は、本市の福祉サービスにかかわる人材について、キャリアと能力に見合う給与体系が構築されているとお考えか。また、適切な給与水準が確保されているとお考えか。

（3）現状改善に対する本市の積極的な支援の必要性について

ア. 多くの優秀な福祉人材が低賃金をはじめとする劣悪な労働環境の中で退職していかざるをえない現状が実際に存在しているが、福祉ニーズがさらに多様化していく今後をみすえて、福祉人材を確保していくのは本市の責務だと考える。

そこで、給与などの処遇水準の改善や、社会的評価の向上や、研修体制の充実や、事業所間の人事交流など、様々な形での本市の積極的な支援が必要だと考えるが、市長はどのような対策をお考えか。

3. アメリカ軍兵士による犯罪発生防止の取り組みについて

アメリカ軍がCAREプログラムをスタートさせた中で起こった6月1日のアメリカ兵による傷害事件は、CAREプログラムそのものの有効性に疑問を抱かざるをえない。

(1) 傷害事件容疑者のアメリカ兵は素行調査を既に受けていたのか

ア. CAREプログラムでは上官が部下の行動などから潜在的な暴力性の有無などを確認して問題が見つかった場合にカウンセリングなどを実施することになっているが、アメリカ軍は現在2万人を対象にしてこの素行調査を行なっているとのことである。

今回、傷害事件の容疑者となっているアメリカ兵は、すでにこの素行調査を終えていたのか。受けていたのならば、素行調査の結果どのような判定が出されていたのか。受けていないのならば、素行調査の順番とは、どのように行なわれているのか。

件名及び
発言の要旨